

第3次

嵐山町教育大綱

（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月

嵐 山 町

嵐山町民憲章

わたしたちの嵐山町は比企丘陵の中核にあつて
菅谷館跡をはじめ多くの史跡と近代的施設のある
古く新しい町であります
わたしたちはこの美しい山河とゆかしい歴史と
伝統に大きな誇りを覚えつつふるさとの限りない
発展に願いをこめここに町民憲章を定めます

一 自然をまもり 環境をととのえ

緑と清流のまちをつくりましょう

一 文化をたかめ スポーツにたしむ

世界と結ぶまちをつくりましょう

一 仕事を愛し働くことに誇りを持ち

豊かなまちをつくりましょう

一 ひとよりを敬いたくましい若者を育て

生き生きとしたまちをつくりましょう

一 きまりをまもり ともに助けあい

平和なまちをつくりましょう

○嵐山町民憲章 昭和 55 年 4 月 15 日制定



○嵐山町章 昭和 42 年 4 月 15 日制定

「ラン山」を上下に配し、図化したものである。町章の意図するところは、町民が一致協力して清く明るく田園都市づくりに進む気構えを示し、融和、発展を象徴するものである。



嵐山町の木 「梅」



嵐山町の花 「ツツジ」

〇はじめに

今日、私たちを取り巻く社会環境は今までにない速さで変化しています。少子高齢化や社会の担い手不足、また一方では急速なグローバル化や超スマート社会の進展、さらには頻発する自然災害への対応と、問題は多様化・複雑化し、ますます将来の予測が困難な時代となっています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により私たちの生活様式が大きく変化しました。感染拡大が収束した後にも、私たちの意識や価値観は変化し、オンラインの浸透などをはじめ、社会生活全般の大きな変化につながりました。

このような困難や課題の克服に立ちむかう中で、改めて「人が宝のまちづくり」が重要であると感じました。

間もなく中間期を迎える、第6次総合振興計画では、「人」以外にも「自然」や「歴史」など町の魅力を活かし、町独自の地域振興策を皆様と取り組んできました。引き続き、子育て支援の充実、教育環境の改善、地域資源を活用した地域経済の活性化、人々が集う場づくりなど、町の独自性を発揮していくことが重要であると考えます。

この教育大綱は第6次総合振興計画において町が目指すべき教育の指針を示すものです。教育には一人一人の可能性を引き出し育てる力があります。私の掲げる「人が宝のまちづくり」の「宝」を育てあげる大きな力であり、延いては「まち」の未来を創る原動力になります。

特に今期の計画では最重要課題として学校再編があげられます。これは現在の小学校3校を1校に、中学校2校を1校に統合し、新たな校舎を建設するというもので町の一大事業となります。教育環境を充実させ、未来を担う子供たちを育成することは、町の将来にも大きく関わるもので、町の皆様のご理解とご協力のもと着実に進めてまいります。

結びに「未来へつなぐ ひと しぜん くらし とともに学び育むまち らんざん」をまちの将来像とし、子供たちが夢と希望に向かって健やかに育ち、町民の皆様が生涯を通じていきいきと学べる嵐山町の教育を推進してまいります。

令和7年3月

嵐山町長 佐久間孝光



○策定の趣旨

「教育大綱」は、平成 27 年 4 月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づくものであり、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、町の教育、学術及び文化に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

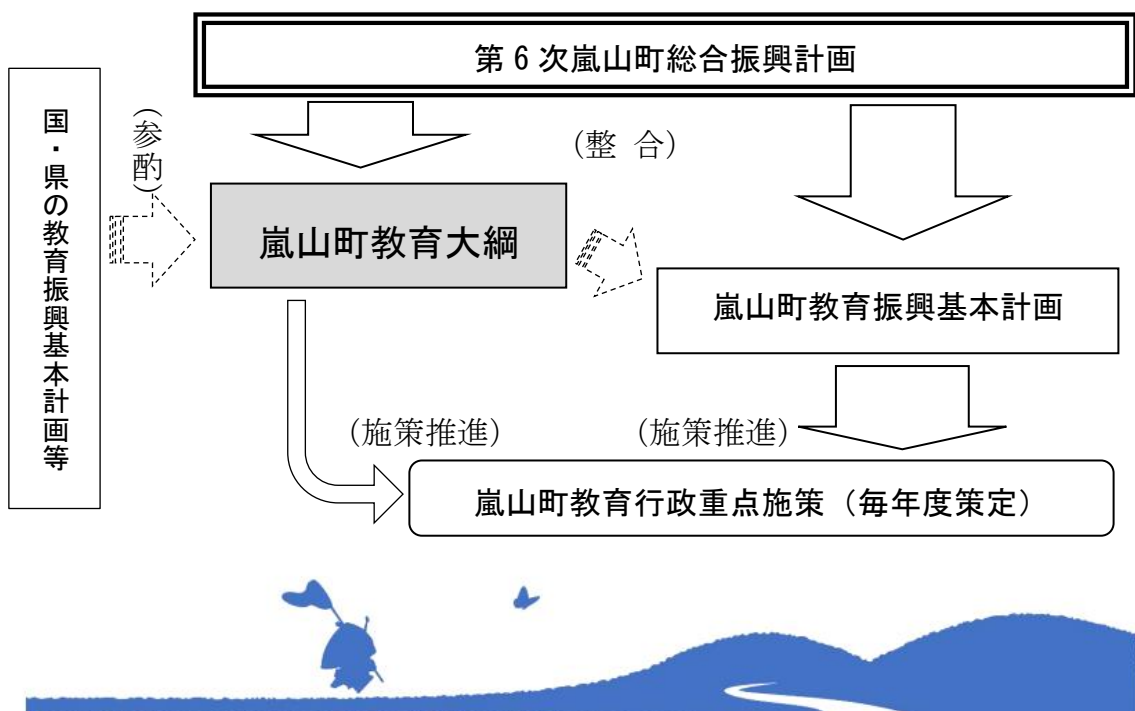
嵐山町では令和 2 年に策定した、第 2 次嵐山町教育大綱の期間が令和 7 年 3 月をもって終了することとなりました。改めて令和 3 年に策定された上位計画である第 6 次嵐山町総合振興計画を踏まえ、さらなる嵐山町の教育の充実を図るため、新たな教育大綱を策定いたします。

○大綱の位置付けと計画期間

教育大綱は、本町の最上位計画である第 6 次嵐山町総合振興計画における教育、文化、スポーツに関する基本的な方針・施策と整合を図るものです。その施策の推進に当たっては、教育委員会の定める嵐山町教育振興基本計画と、毎年度策定する嵐山町教育行政重点施策も踏まえ総合的に展開します。

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とします。

【計画の体系図】



○町が目指す将来像

町には、幸せを感じられる魅力がたくさんあります。しかし、人間関係の希薄化や人口減少、少子高齢化などにより、コミュニティ機能の低下、担い手不足による荒地の増加など、町の魅力を維持していくことが難しくなっています。このような状況だからこそ、幸せを感じられる瞬間を与えてくれる「ひと」「しぜん」「くらし」を、一人ひとりが大切にし、人との交わりの中で学び育み、未来へつないでいく、こうした思いを込め将来像を次のように設定します。

“未来へつなぐ ひと しぜん くらし とともに学び育むまち らんざん”

この将来像の実現には、町民をはじめ、自治組織、各種団体、地元企業が「私たちのまち」という思いで積極的に行政に参画すること、互いに認め合い能力を発揮し合うことが大切です。また、さまざまな主体が参画することで新たな資産を創ることもできます。行政サービスの向上と持続可能なまちづくりを行いつつ、「ひと」「しぜん」「くらし」そして新たな町の魅力的な資産を住む人、活動する人、学ぶ人、そして訪れる人とともに磨き育んでいきます

○教育大綱の基本理念

ひとを育み 未来を拓く嵐山教育

町には豊かな自然とともに、木曾義仲公や畠山重忠公など、歴史に名を留める偉人や、杉山城跡や菅谷館跡など多くの歴史・文化の資源があります。

このような郷土の財産でもある豊かな環境の中で学ぶことで、豊かな心と、「ふるさと嵐山」に対する愛着と誇りを持った人が育ちます。そして何より「学ぶ」ことを「楽しむ」ことにできたとき、子供から大人まで、すべての人が夢や希望を持って自分の可能性や未来に向かって挑戦できるようになります。そのような希望に満ちたまちづくりを教育の力で目指していきます。

「人が宝のまちづくり」、まさに教育の力で人を育てることが、まちの未来を創る原動力になります。子供から大人まで、町のすべての人が夢と希望を持ち生涯を通じていきいきと学べる嵐山町の教育を推進するとともに、すべての人が町の将来に寄与できることを願い、この基本理念を掲げました。



○施策の基本的な方針

第6次嵐山町総合振興計画との整合のもと、以下の基本的な方針に基づき教育大綱の基本理念の実現を目指していきます。

基本方針1 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成します。

- (1) 未来を担う児童生徒の心豊かな人間性を培うため、学校、家庭、地域が連携・協力し、確かな学力と規律ある態度の定着、体力向上を推進します。
- (2) 急激な社会変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値を生み出す創造力などを育てます。
- (3) 心豊かな児童生徒を育成するために、学校における道德教育、人権教育、国際理解教育、郷土学習などとともに体験活動の充実に努めます。
- (4) 家庭と学校が連携した食に関する指導の充実に図り、健やかな体の育成を進めます。

基本方針2 学校がまちのブランドとなるよう学校教育環境の充実に図ります。

- (1) 「学校教育なら嵐山町」を目指し、幼稚園・小学校・中学校の連携と接続を図り、特色ある教育を推進するとともに、自らの学校に誇りを持ち、学校がまちのブランドとなるよう、学校教育環境の充実に図ります。
- (2) 学校再編について、児童生徒・保護者・地域の不安を払拭し、夢と希望を持てるよう着実に準備を進めます。また、令和11年度に統合する小学校・中学校の新校について、将来の多様な教育の形に対応可能とするとともに、環境にも配慮した新校舎建設を進めます。
- (3) 児童生徒一人一人の課題に応じ、学校だけでなく、各種関係機関とも連携し、誰一人取り残さない支援体制の構築を図ります。
- (4) GIGAスクール構想で配備した1人1台のタブレットPCを円滑に活用できる環境整備を進め、ICTを効果的に活用した多様な学習を推進します。



基本方針3 生涯にわたる学びを支援し、文化芸術活動やスポーツの推進を図ります。

- (1) 生涯にわたって学べる環境づくりを推進するため、各交流センターを生涯学習、社会教育の拠点として、様々な学習機会の場を提供し、文化芸術活動の推進を図ります。
- (2) 豊かな伝統文化の継承と活用に努め、歴史や文化財を活用した魅力あるまちづくりを進めます。特に国指定史跡 比企城館跡群 杉山城跡の保存・活用の推進と、無形民俗文化財である獅子舞や祭囃子などの地域の郷土芸能の保存と継承を推進します。
- (3) すべての町民が、それぞれの目的や関心に応じスポーツに親しむことができるよう様々なニーズに合わせたスポーツ活動ができる機会を創出します。特に、学校部活動の地域展開を見据え、総合型地域スポーツクラブなどと連携した活動拠点の充実を図ります。
- (4) 多様な学びの場を通して、世界に目を向けられる人材育成に努めます。

